

## 縮小すべき事業

- 規模を減らしたりすべき事業は九件ありました。
- ①各種協議会負担金
  - ②高等学校体育・文化振興補助金事業
  - ③職員使用公用車管理費
  - ④町有バス運行事業
  - ⑤農業委員会運営費
  - ⑥森林公園管理費
  - ⑦観光振興管理費施設管理費
  - ⑧「心の教室相談員」活用調査研究委託事業
  - ⑨地区青年会館
- 以上九件については、将来的な廃止や定数、報酬の削減、あり方の検討などにより、縮小を図ることとしています。

## 廃止すべき事業

- 自律プランの計画中に廃止すべき事業は、五件です。
- ①定住促進持家住宅建設事業（平成十九年度をもって廃止）
  - ②国鉄羽幌線代替輸送定期運賃補助事業（平成十七年度をもって廃止）
  - ③老人医療給付特別対策事業（平成十八年度をもって廃止）
  - ④受精卵導入事業（平成十八年度をもって廃止）
  - ⑤幌延町商業店舗近代化促進事業（平成十九年度をもって廃止）
- 以上の事務事業評価を行なったことにより、試算値として平成十七年度から二十一年度までの自律プランの実施期間に約二億四千万円程度の経費削減を見込んでいます。事務事業評価については、今後も毎年町職員の中で実施していく予定です。毎年、今行なっている事業の目的の妥当性や費用対効果などを見直すことにより、無駄な事業の廃止、必要な事業の選択を行い、スリムで効率的な行財政運営を図ることが出来ます。



## 介護保険被保険者証の更新手続きについて

現在、65歳以上の方（40歳～64歳までの方で介護認定されている方を含みます）がお持ちになられている介護保険被保険者証は、平成17年3月31日で有効期限を迎えます。介護保険被保険者証の更新方法につきましては、次のとおりです。

- 平成17年4月1日にまでに、新しい介護保険被保険者証を郵送いたしますので、今までの介護保険被保険者証は、ご家庭で破棄してください。

【お問い合わせは】

役場町民課福祉住民係 ☎5-1111（内線157）まで

